第百五十五条の四十六第一項中「第八十一条の十八第一項第四号」を「第八十一条の十八第一項第五号」に改める。

第百五十五条の四十七の次に次の一条を加える。

（電子情報処理組織による申告）

第百五十五条の四十七の二　法第八十一条の二十四の二第三項（電子情報処理組織による申告）に規定する政令で定める法令は、地方法人税法、租税特別措置法、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律その他の法人税の申告に関する法令（法（これに基づく命令を含む。）及び国税通則法を除く。）とする。

第百七十六条第二号中「建設作業等を行う場所（当該建設作業等を含む。）」を「建設若しくは据付けの工事又はこれらの指揮監督の役務の提供を行う場所」に改める。

第百七十八条第一項第五号中「不動産関連法人」を「法人（不動産関連法人に限る。）」に改め、同条第八項中「とは」の下に「、その株式の譲渡の日から起算して三百六十五日前の日から当該譲渡の直前の時までの間のいずれかの時において」を加え、同条第九項各号並びに第十項第一号及び第三号中「不動産関連法人」を「法人」に改める。

第百七十九条第三号中「、据付け、組立てその他の作業」を「又は据付けの工事」に改める。

第百八十四条第一項第一号中「の計算」の下に「の通則」を加え、同項第十四号ロ中「以下この項」を「第二十号」に改め、同項第十五号を削り、同項第十六号を同項第十五号とし、同項第十七号から第二十号までを一号ずつ繰り上げ、同項第二十一号中「第六十三条　次」を「第六十三条（リース譲渡に係る収益及び費用の帰属事業年度）　次」に改め、同号イ中「長期割賦販売等」を「リース譲渡」に改め、「に規定するその資産の販売等に係る目的物又は役務の引渡し又は提供の日の属する事業年度以後の各事業年度」を削り、同号ロ中「同条第一項に規定する資産の販売等又は同条第二項」を「これらの規定」に改め、同号を同項第二十号とし、同項第二十一号とし、同条第四項中「第一項第二十号」を「第一項第十九号」に改め、同条第五項の表第七十三条第二項第三号の項の次に次のように加える。

第七十三条第二項第四号	第四十一条の二（	第百四十二条の六の二（外国法人に係る

第百八十四条第五項の表第百二十一条の三の二第三項（オプション取引を行つた場合の繰延ヘッジ処理における有効性判定方法等）の項の次に次のように加える。

第百二十一条の四第二項（繰延ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等）	第七十四条第一項	第百四十四条の六第一項
	第七十二条第一項	第百四十四条の四第一項

第百九十一条中「より法第百四十二条」の下に「から第百四十二条の二の二まで」を加え、「及び第百四十二条の二（還付金等の益金不算入）」を削る。

第百九十二条の次に次の一条を加える。

（外国法人の法人税額から控除する所得税額の計算）

第百九十二条の二　第百四十条の二（法人税額から控除する所得税額の計算）の規定は、法第百四十四条（外国法人に係る所得税額の控除）において準用する法第六十八条第一項（所得税額の控除）の規定により法人税の額から控除する所得税の額について準用する。この場合において、第百四十条の二第一項中「第六十九条の二第一項（」とあるのは、「第百四十四条の二の二第一項（外国法人に係る」と読み替えるものとする。

第百九十三条第二項中「計算）」を「計算の通則）」に改める。

第百九十五条第三項中「第七十三条第二項第十一号、第十五号及び第十八号」を「第七十三条第二項第十二号、第十六号及び第十九号」に、「益金算入）及び」を「益金算入）、」に改め、「外国税額の損金不算入）」の下に「及び第百四十二条の六の二（外国法人に係る分配時調整外国税相当額の損金不算入）」を加え、同条第五項第一号中「第百三十九条第一項（租税条約に異なる定めがある場合の国内源泉所得）を「第二条第十二号の十九ただし書（定義）に、「租税条約（」を「条約（」に改める。

第三編第二章第三節中第二百一条の次に次の一条を加える。

（外国法人の法人税額から控除する分配時調整外国税相当額の計算）

第二百一条の二　法第百四十四条の二の二第一項（外国法人に係る分配時調整外国税相当額の控除）に規定する政令で定める金額は、恒久的施設を有する外国法人が支払を受ける集団投資信託の収益の分配（法第百四十一条第一号イ（課税標準）に掲げる国内源泉所得に該当するものに限る。）に係る次に掲げる金額の合計額とする。

一　所得税法第七十六条第三項（信託財産に係る利子等の課税の特例）の規定により当該集団投資信託の収益の分配に係る所得税の額から控除された外国所得税（所得税法施行令第三百条第一項（信託財産に係る利子等の課税の特例）に規定する外国所得税をいう。次号において同じ。）の額に、当該収益の分配（同法第百八十一条（源泉徴収義務）又は第二百十二条（源泉徴収義務）の規定により所得税を徴収されるべきこととなる部分に限る。以下この号において同じ。）の額の総額のうちに当該外国法人が支払を受ける収益の分配の額の占める割合を乗じて計算した金額（当該金額がその支払を受ける収益の分配につき同法第二百十二条の規定により徴収された又は徴収されるべき所得税の額を超える場合には、当該所得税の額）

二　所得税法第百八十条の二第三項（信託財産に係る利子等の課税の特例）の規定により当該集団投資信託の収益の分配に係る所得税の額から控除された外国所得税の額に、当該収益の分配（同法第百八十一条又は第二百十二条の規定により所得税を徴収されるべきこととなる部分に限る。以下この号において同じ。）の額の総額のうちに当該外国法人が支払を受ける収益の分配の額の占める割合を乗じて計算した金額（当該金額がその支払を受ける収益の分配につき同法第二百十二条の規定により徴収された又は徴収されるべき所得税の額を超える場合には、当該超える部分に限る。）

2　法第百四十四条の二の二第一項の規定により各事業年度の法第百四十一条第一号イに掲げる国内源泉所得に係る所得に対する法人税の額から控除する分配時調整外国税相当額（同項に規定する分配時調整外国税相当額をいう。以下この項において同じ。）は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一　集団投資信託（合同運用信託、所得税法第二条第一項第十五号（定義）に規定する公社債投資信託及び同項第十五号の二に規定する公社債等運用投資信託（第百四十条の二第一項第一号（法人税額から控除する所得税額の計算）に規定する特定公社債等運用投資信託を除く。）の収益の分配に係る分配時調整外国税相当額　その元本を所有していた期間に対応するものとして計算される分配時調整外国税相当額

二　前号に掲げるもの以外の分配時調整外国税相当額　その分配時調整外国税相当額の全額

3　第百四十条の二第二項から第六項までの規定は、前項各号に定める金額の計算について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二項	前項第一号に定める所得税の額	第二百一条の二第二項第一号（外国法人の法人税額から控除する分配時調整外国税相当額の計算）に定める分配時調整外国税相当額
	所得税の額（	分配時調整外国税相当額（法第百四十四条の二の二第一項（外国法人に係る分配時調整外国税相当額の控除）に規定する分配時調整外国税相当額をいう。以下この項において同じ。）（